

議案第30号

北上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

北上市道路占用料徴収条例（平成3年北上市条例第156号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	金額			単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	〔略〕	円	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	〔略〕	円
			<u>480</u>		<u>550</u>		
	第2種電柱		<u>730</u>	第2種電柱	<u>850</u>		
	第3種電柱		<u>980</u>	第3種電柱	<u>1,100</u>		
	第1種電話柱		<u>420</u>	第1種電話柱	<u>490</u>		
	第2種電話柱		<u>680</u>	第2種電話柱	<u>790</u>		
	第3種電話柱		<u>930</u>	第3種電話柱	<u>1,100</u>		
	その他の柱類		<u>42</u>	その他の柱類	<u>49</u>		
	共架電線その他上空に設ける線類		<u>4</u>	共架電線その他上空に設ける線類	<u>5</u>		
	〔略〕		〔略〕	〔略〕	〔略〕		
	路上に設ける変圧器		<u>420</u>	路上に設ける変圧器	<u>480</u>		
	地下に設ける変圧器		<u>250</u>	地下に設ける変圧器	<u>300</u>		
変圧塔その他これに類するも	<u>850</u>	変圧塔その他これに類するも	<u>990</u>				

	の及び公衆電話所
	郵便差出箱及び信書便差 出箱
	広告塔
	その他のもの
法第32 条第1 項第2 号に掲 げる物 件	外径が0.07メートル未満のも の
	外径が0.07メートル以上0.1 メートル未満のもの
	外径が0.1メートル以上0.15 メートル未満のもの
	外径が0.15メートル以上0.2 メートル未満のもの
	外径が0.2メートル以上0.3 メートル未満のもの
	外径が0.3メートル以上0.4 メートル未満のもの
	外径が0.4メートル以上0.7 メートル未満のもの
	外径が0.7メートル以上1メ ートル未満のもの
	外径が1メートル以上のもの
法第32条第1項第3号及び第4号に掲	

	<u>360</u>
	<u>830</u>
	<u>850</u>
	<u>18</u>
	<u>25</u>
	<u>38</u>
	<u>51</u>
	<u>76</u>
	<u>100</u>
	<u>180</u>
	<u>250</u>
	<u>510</u>
	<u>850</u>

	の及び公衆電話所
	郵便差出箱及び信書便差 出箱
	広告塔
	その他のもの
法第32 条第1 項第2 号に掲 げる物 件	外径が0.07メートル未満のも の
	外径が0.07メートル以上0.1 メートル未満のもの
	外径が0.1メートル以上0.15 メートル未満のもの
	外径が0.15メートル以上0.2 メートル未満のもの
	外径が0.2メートル以上0.3 メートル未満のもの
	外径が0.3メートル以上0.4 メートル未満のもの
	外径が0.4メートル以上0.7 メートル未満のもの
	外径が0.7メートル以上1メ ートル未満のもの
	外径が1メートル以上のもの
法第32条第1項第3号及び第4号に掲	

	<u>410</u>
	<u>770</u>
	<u>990</u>
	<u>21</u>
	<u>30</u>
	<u>44</u>
	<u>59</u>
	<u>89</u>
	<u>120</u>
	<u>210</u>
	<u>300</u>
	<u>590</u>
	<u>990</u>

げる施設		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの
		階数が2のもの
		階数が3以上のもの
	上空に設ける通路	
	地下に設ける通路	
	その他のもの	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	[略]	
	その他のもの	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの
		その他のもの
	標識	
	旗ざお	[略]
		その他のもの

Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額
Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額
Aに <u>0.010</u> を乗じて得た額
<u>420</u>
<u>250</u>
<u>850</u>
[略]
<u>83</u>
<u>83</u>
<u>830</u>
<u>680</u>
[略]
<u>83</u>

げる施設		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの
		階数が2のもの
		階数が3以上のもの
	上空に設ける通路	
	地下に設ける通路	
	その他のもの	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	[略]	
	その他のもの	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの
		その他のもの
	標識	
	旗ざお	[略]
		その他のもの

Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額
Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額
Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額
<u>380</u>
<u>230</u>
<u>990</u>
[略]
<u>77</u>
<u>77</u>
<u>770</u>
<u>790</u>
[略]
<u>77</u>

「政令第7条第1号に掲げる物件	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	[略]
	アーチ	車道を横断するもの
		その他のもの
政令第7条第2号に掲げる物件		
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路路面下に設けるもの	
	上空に設けるもの	
	その他のもの	
政令第7条第	[略]	
	その他のもの	

[略]
<u>83</u>
<u>830</u>
<u>420</u>
<u>850</u>
<u>83</u>
<u>85</u>
Aに <u>0.019</u> を乗じて得た額
Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
[略]
Aに <u>0.013</u> を

「政令第7条第1号に掲げる物件	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	[略]
	アーチ	車道を横断するもの
		その他のもの
政令第7条第2号に掲げる物件		
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路路面下に設けるもの	
	上空に設けるもの	
	その他のもの	
政令第7条第	[略]	
	その他のもの	

[略]
<u>77</u>
<u>770</u>
<u>380</u>
<u>990</u>
<u>77</u>
<u>99</u>
Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額
Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額
Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額
[略]
Aに <u>0.014</u> を

9号に掲げる施設		乗じて得た額	9号に掲げる施設		乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	[略]	[略]	政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	[略]	[略]
	上空に設けるもの	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額		その他のもの	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額	政令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年9月5日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

固定資産税評価額の評価替えに伴い、道路占用料の額を改正しようとするものである。